

こ成環第109号
令和6年3月30日
第一次改正 こ成環第136号
令和7年4月1日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の適切な実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項に基づき、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（以下、「依頼会員」という。）と当該援助を行うことを希望する者（以下、「提供会員」といい、同時に依頼会員としても登録を行っている者を含む。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施等により、地域における育児の相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うものである。

本事業を行う際の具体的な内容や実施方法については、子ども・子育て支援交付金の交付の対象となるための要件として、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第120号こども家庭庁成育局長通知）の別紙に定めているところである。

一方で、本事業の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中のこどもの安全確保のため、援助希望者の質の確保・

向上を図るための取組等が適切に行われることが重要であることから、今般、下記のとおり、本事業の実施に当たり必要な基本的事項を示すこととしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、本通知の適用に伴い、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年 9 月 20 日付け子発 0920 第 5 号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。

記

第 1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

第 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が適切と認めた者へ委託等を行うことができる。

第 3 事業の内容及び実施方法

（1）基本事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域においてこどもの預かりの援

助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して以下に掲げるア～ウの事業を実施し、エ及びオの事業についても実施するよう努めることとする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整・把握等(事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。)

ウ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等)との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等のこどもの預かりの活動とする。

ア 保育施設の保育開始前や保育終了後のこどもの預かり

イ 保育施設等までの送迎

ウ 放課後児童クラブ終了後のこどもの預かり

エ 学校の放課後のこどもの預かり

オ 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際のこどもの預かり

カ 買い物等外出の際のこどもの預かり

③ 実施方法

ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー(相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。)を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することは差し支えない。

イ 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助活動等の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

ウ 会員の登録

提供会員を新たに登録する際において、過去に虐待や不適切な行為を行っていないか聞き取り等を行うなどできる限り把握に努め、そのような行為を行っていることが確認できた場合は、登録を差し控えること。また、登録済みの会員に関しては、随時確認・整理するとともに、虐待や不適切な行為を行った会員は速やかに登録の取消しを行うこと。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、依頼会員と提供会員との請負又は準委任契約に基づくこと。

オ 保険への加入

会員が行う相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険に加入すること。

カ こどもの預かりの場所

こどもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、こどもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定すること。

また、別添1及び2を参考として提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し、これを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、こどもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善すること。

キ 預かるこどもの人数

相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができるこどもの人数は、提供会員1人につき、原則として1人とする。なお、やむを得ず複数のこどもを預かる場合には、提供会員の経験やこどもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

ク 相互援助活動に対する報酬

相互援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとす

る。

ケ 提供会員への講習の実施

AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの。以下同じ。）や虐待防止に関する講習について、提供会員全員に対して必ず実施すること（ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市町村が適当と認める場合は、この限りでない。）。

加えて、預かり中のこどもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うよう努めること。

なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

（参考：講習カリキュラム）

講座項目	講師	時間（目安）
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 こどもの世話	保健師・保育士	2時間
7 こどもの遊び	保育士	2時間

8	こどもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、 管理栄養士等	3時間
9	事業を円滑に進めるため に	ファミリー・サポート・センター アドバイザー等	3時間
合 計			24時間

コ 提供会員へのフォローアップ講習の実施

緊急救命講習及び事故防止に関する講習や虐待防止に関する講習について、提供会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施し、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めること。

サ 複数市町村での講習の合同実施

緊急救命講習及び事故防止に関する講習等を合同で実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と合同で実施しても差し支えない。

(2) 病児・緊急対応強化事業

① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げるア～エの事業を実施し、オ・カの事業についても実施するよう努めることとする。

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期にある集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助活動に必要な知

識を付与する講習会の開催

エ 医療機関との連携体制の整備

オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

カ 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関するこどもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施することとし、病児及び病後児の双方を対象とすること。

ア 病児及び病後児の預かり

イ 宿泊を伴うこどもの預かり

ウ 早朝・夜間等の緊急時のこどもの預かり

エ 上記に伴う自宅、保育施設、病児・病後児保育施設等の間の送迎

③ 実施方法

(1) ③ア～クに加えて、以下の方法によること。

ア 提供会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1) ③ケの参考に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、(1) ③ケに示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、提供会員については、フォローアップ講習等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

イ 医療機関との連携体制の整備

- (ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市区医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
- (イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。
- (ウ) 症状の急変等、緊急時にこどもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受付を行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

- (ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。
- (イ) (1) ③キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。
- (ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、依頼会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、居住・在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

④ 実施体制

- ア 事業の実施については、(1) ①に掲げるファミリー・サポート・センターを設立し、基本事業を実施した上で行うこととする。ただし、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

イ 複数市町村での講習の合同実施

事業実施要件のうち、講習を合同で実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と合同で実施しても差し支えないこと。

第4 留意事項

- (1) ひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援として、以下の取組に努めること。
 - ① ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、提供会員を優先して調整する取組
 - ② ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、提供会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れ等に柔軟に対応する取組
 - ③ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、提供会員に対して助成する取組
 - ④ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、活動前の事前顔合わせ等について、外出することが困難なひとり親家庭等に対し、自宅等へ訪問実施する取組
- (2) 提供会員となりうる者に対し、以下の取組等により、預かり手の増加に努めること。
 - ① 里親や地域ボランティアを行う者が集う場等に出向き、事業説明を行うとともに、提供会員として登録を勧める。
 - ② 就業者向けの夜間の説明会や無料託児付き事業説明を行う。
 - ③ 会員以外も参加可能な交流会の開催や、SMSなどを活用した周知・広報を行う。
 - ④ 現在在籍している依頼会員（退会した者も含む）について、提供会員となりうる者の掘り起こしを行い、個別に登録を勧める。
- (3) 相互援助活動を行う際の不安の解消を図り、提供会員として継続的に活動してもらうため、提供会員となって間もない者や活動件数が少ない者等を対象に、アドバイザーやサブ・リーダーなどによる面談を実施す

るなど相談体制を構築するよう努めること。

(4) 提供会員の確保の促進や、安心してこどもの預かり等を実施するため、以下の取組等により、地域子育て支援拠点や児童館等(以下、「拠点等」という。)におけるこどもの預かりの実施等について拠点等との調整を行うよう努めること。

①提供会員による拠点等でのこどもの預かりの促進、及び拠点等でこどもの預かりを実施している場合の巡回等による見守り支援

② 拠点等の利用者との日常的な対話を通じた提供会員増加のための働きかけ

③ 拠点等と連携した緊急救命講習や事故防止に関する講習等の実施

(5) 性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施するよう努めること。

(6) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。

(7) 活動中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和7年3月21日付こ成安第44号、6教参学第51号通知)」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

(8) 活動中に虐待と疑われる事案を発見した場合には、会員は本部へ速やかに報告(本事業を委託等により実施している場合は会員からの報告を受けた後、速やかに本部から市町村担当部局へ報告)し、児童相談所など関係機関と連携して適切に対処するとともに速やかに国へ報告すること。

安全チェックリスト

別添1

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないような対策がしてありますか。
5. ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いていますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが飲み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いていますか。
8. ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、こどもの手の届かないような対策がしてありますか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
12. こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
13. こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
14. こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか。

ファミリー・サポート・センター事業における
事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

(1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

(2) こどもの転倒事故

提供会員は、こどもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車にこどもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満のこどもについては、チャイルドシートを使用すること。

(3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているので、提供会員は預かり中のこどもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせること。

また、事故はこどもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、こどもから目を離さないで、こどもの動きに対応できるように留意すること。

(4) 自転車による事故

こどもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

(5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、こどもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、こどもの手の届かないところに配置すること。